

Ryukoku University

SPODフォーラム2026



2801A

基礎から学ぶ契約書作成実務

2026年8月28日

龍谷大学社会学部教務課 小野 勝士

1. 自己紹介 —経歴—



2001年3月 関西学院大学大学院 法学研究科 民刑事法学専攻
博士課程前期課程 修了 修士（法学）

2001年4月 龍谷大学 入職

2001～2004年度 教学部<4年>

2005～2008年度 財務部経理課<4年>

2009～2015年度 文学部教務課<7年>

2016～2020年度（～7月1日）

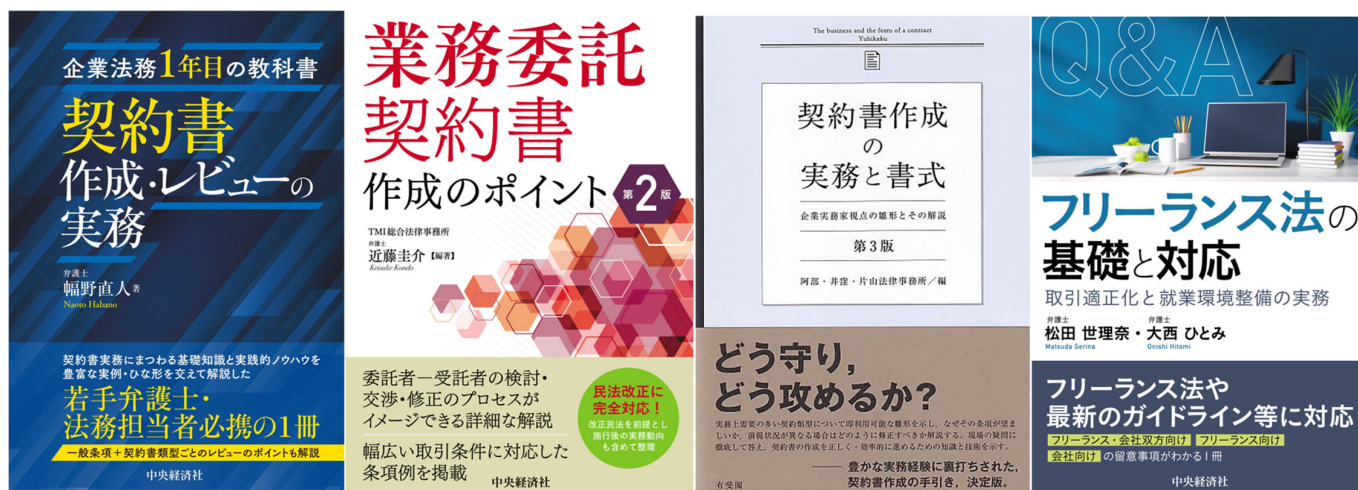
世界仏教文化研究センター事務局／研究部（兼務）<4年>

2017年11月8日～2018年3月31日 文学部教務課（兼務）

2020年4月13日～2020年5月8日 文学部教務課（兼務）

2020年7月2日～ 社会学部教務課<6年>

- ① 幅野直人『企業法務1年目の教科書 契約書作成・レビューの実務』（中央経済社、2024）
- ② 近藤圭介『業務委託契約書作成のポイント〈第2版〉』（中央経済社、2022）
- ③ 阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式 企業実務家視点の雛形とその解説〈第3版〉』（有斐閣、2025）
- ④ 松田世理奈・大西ひとみ『フリーランス法の基礎と対応 取引適正化と就業環境整備の実務』（中央経済社、2025）



© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 3

本の書影を使用するにあたって

私的利用の場合を除き、SNSや資料への掲載は著作権法違反になります。

◆複製権

◆公衆送信権

有斐閣のWebサイト

著作権、転載許諾に関する質問

Q：有斐閣の書籍の書影を使いたいのですが、どうすればよいですか。

A：弊社書籍をご紹介いただく際には、紙媒体・ネット媒体を問わず、書影を掲載いただいても構いません。

学陽書房のWebサイト

Q 書籍の書影（表紙画像）を利用したいのですが

A 雑誌、ウェブサイト、官公庁・図書館等における案内・研修資料等での本の紹介や書評を目的とする場合に限り、許諾なしに書影をお使いいただけます（小社ウェブサイト内に掲載している書影データをご自由にお使いいただいても構いません）。

※紹介の際には、クレジットとして、書影のそばに「書名」「著者名」「出版社名」を必ず明記してください。

※掲載紙ができましたら小社宛に1部をお送りください。ウェブサイトの場合はURLを[お問い合わせフォーム](#)からお知らせください。

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知）

＜令和3年4月8日事務連絡＞【別紙資料1～3】

各大学においては、教育研究活動の実施に当たり、必要な人材の確保に努めていただいているところですが、今般、一部の大学において、大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案がありましたので、大学が直接雇用した教員ではなく**請負契約**や**準委任契約等**（以下「**請負契約等**」という。）を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について、改めて下記のとおり周知します。各大学におかれては、引き続き適切な対応をお願いします。

記

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。

◆大学設置基準

第19条 大学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 5

2. 授業の外部委託（一部or全部）における業務委託契約の重要性

- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、
 - ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を**協定書**に定めている
 - ②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている
 - ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 - ④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。
- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない**個人事業主**を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を利用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。
- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

2. 授業の外部委託（一部or全部）における業務委託契約の重要性

契約とは何かを理解する必要がある。

◆事務連絡文中の請負契約、準委任契約

→ この違いは何か？

これらを規定している法律は何か？

◆「業務委託契約」はよく聞く言葉であるが、請負契約・委任契約・準委任契約の通称であり、法律上の用語ではない。

◆協定書、合意書、覚書、申し合わせ というタイトルであれば契約ではないと思われがちであるが必ずしもそうではない。

→内容が当事者間に権利義務を生じさせるに十分なものであれば、その締結によって契約の効力を生ずることとなる。〈③：6頁〉

◆個人事業主が委託先の場合は、フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）〈2024年11月1日施行〉も参照しなければならない。

フリーランス新法違反

1. 取引条件の明示義務違反

書面・メール等で明示が必須（内容・期日・報酬・納品場所・検査日等）

2. 60日以内の報酬支払義務違反

「請求書遅れ」などを理由に遅延するケースが多数

3. 禁止行為（不当なやり直し）

追加作業を無償で要求。

4. 無償での労務提供の強制

無料レッスンなど、対価性のある行為は無償不可

契約にかかわる法律→民法

第1編 総則 民法全体に共通する基本ルール

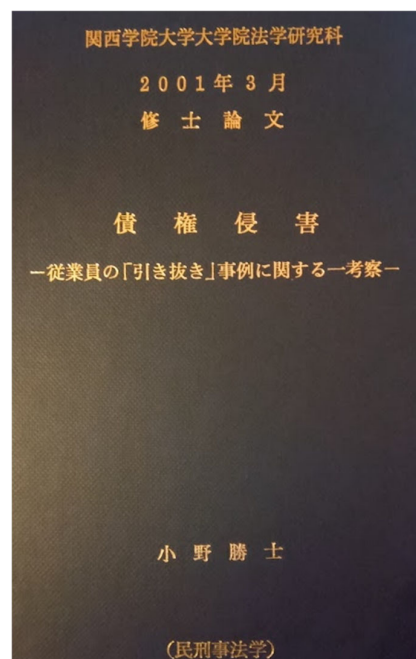
（人・法人・法律行為・期間・時効など）

第2編 物権 「物」に対する権利（所有権・抵当権など）

第3編 債権 「人」に対する権利（契約・不法行為など）

第4編 親族 結婚・親子・親権など

第5編 相続



当事者間に法的な効果を生じさせる合意（約束）＜①：2頁＞

■民法

（契約の成立と方式）

第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

★民法446条第2項

保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3. 契約とは

契約に関する基本原則＜①：3-4頁＞

- ①契約締結の自由：契約をするかどうかを自由に決定することができます（民法521条1項）
- ②相手方選択の自由：契約の相手方を自由に選択することができます
- ③内容決定の自由：契約の内容を自由に決定することができます（民法521条2項）
- ④方式の自由：契約を書面で締結するか口頭で締結するかなど、契約締結の方式を自由に決定することができます（民法522条2項）

■民法

（契約の締結及び内容の自由）

第521条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

典型契約（有名契約）と非典型契約（無名契約）

- ◆贈与契約（民法549条～554条）
- ◆売買契約（民法555条～585条）
- ◆交換契約（民法586条）
- ◆消費貸借契約（民法587条～592条）
- ◆使用貸借契約（民法593条～600条）
- ◆賃貸借契約（民法601条～622条の2）
- ◆雇用契約（民法623条～631条）
- ◆**請負契約**（民法632条～642条）
- ◆**委任契約**（民法643条～656条）
- ◆寄託契約（民法657条～666条）
- ◆組合契約（民法667条～688条）
- ◆終身定期金契約（民法689条～694条）
- ◆和解契約（民法695条・696条）

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 13

3. 契約とは

■委任契約、準委任契約、請負契約

- ◆委任契約：法律行為（契約等）を委託し、相手方がこれを行う契約。

例）弁護士への訴訟代理の契約

- ◆準委任契約：事実行為（事務）を委託する契約。

例）授業の委託、清掃業務、コンサルティング業務（※）、医療、システム保守

※解決策を提案するレポート（成果物）を作成することが契約内容の場合は請負契約と考えられる。

- ◆請負契約：仕事の完成（成果物の作成）を委託する契約。

★請負契約か委任・準委任契約かで印紙税の要否が変わる。

（電子契約の場合は、一律に印紙税はかからない。）

- ・請負契約は課税文書となるため印紙税の対象。
- ・委任・準委任契約の場合は原則として非課税文書（ただし、継続的取引の基本契約にあたる場合は印紙税がかかる）。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 14

課税文書とは 別紙資料 4

印紙税法で「印紙税を課す対象」として定められた文書のこと、契約書や領収書など20種類に分類されている。

課税文書に該当するかどうかの判断は、文書に記載されている内容に基づいて判断します。また、文書の内容判断は、その文書の名称、呼称や形式的な記載文言によるのではなく、その文書に記載されている文言などの実質的な意味を汲み取って行います。〈国税庁ウェブサイト タックスアンサーより〉

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7100.htm>

非課税文書（委任契約）

法律顧問契約書

小野勝士（以下、甲という。）と弁護士 大西康嗣（以下、乙という。）は、本日本記のとおり法律顧問契約を締結し、相互信頼と協調の精神に基づき、誠実に遵守すべきことを約束する。

第1条 乙は、甲から依頼のある法律関係の相談、事件処理に関しては、誠実に回答し、必要により甲の代理人として適正な各種法律手続きを行うものとする。

第2条 乙が甲からの依頼に基づき、前条の事務処理をなした場合の手数料、着手金、報酬等については、いろは綜合法律事務所報酬基準を基準として、その都度協議の上、決定するものとする。ただし、口頭による法律相談は無料とする。

第3条 乙は、甲から依頼なき事項についても甲の営業に寄与すると考えられる法的事務処理に関しては積極的に提言指導を行い、甲の事業が健全に発展するよう支援する。



工 事 請 負 契 約 書

発注者.....小野 勝士.....と

請負者.....[REDACTED].....とは

(工事名).....小野勝士様邸新築.....工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、設計図書（設計図.....枚、仕様書.....冊、現場説明書.....枚、質問回答書.....枚）にもとづいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事場所.....[REDACTED].....

2. 構造・規模.....[REDACTED].....

3. 工 期 着 手.....2018 年 6 月 14 日.....

完 成.....2018 年 12 月 16 日.....

引 渡 日.....2018 年 12 月 22 日.....

4. 請負代金額 金.....[REDACTED].....

非課税文書（準委任契約）

業務委任契約書

■ ■ ■ 小学校PTA会長 ■ ■ ■ （以下「甲」という）と、■ ■ ■ 小学校校長 ■ ■ ■
■ ■ ■ （以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次のとおり業務委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- （1）PTA会費の集金及び督促、経理事務一般
- （2）PTA広報誌、各種PTA関連文書等の配布・収集作業

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条 この業務委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

2025 年 8 月 13 日

2025 年度セミナー出講の出務に係る受発注の覚書

(甲) 東京都千代田区一番町 10-8 一番町 **飯島法律事務所** 5 階
 一般社団法人 **私立大学教務研究会**
 代表理事 **飯島 一裕**

(乙) 京都府京都市伏見区深草塚本町 67
 龍谷大学 社会学部 教務課
 小野 勝士

甲は乙に甲が主催するセミナーの講師等業務の出務を依頼し、乙はこれを受けることを、甲・乙ともに確認しここに覚書を取り交わす。

1. セミナー名	2025 年度 SRK 大学向けフォーラム タイトル:「教務系大学職員の「内部質保証」への係わりと実践～第4期認証評価への対応を踏まえて～」
2 受講対象	SRK 会員、学校法人・私立学校の経営者・管理職、法人本部幹部、大学教務部門の責任者等
3. 業務内容	当該セミナーのオンライン・ライブ配信を併用した会場対面開催におけるセミナー講師業務（質疑応答の業務を含む）と、これに付随する講義テキスト・資料等の作成と提供。 並びに、甲による下記の利用への許諾。 (1) セミナー開催日の 1 週間後から 1 ヶ月間配信する収録動画のオンデマンド配信。 (2) オンライン学習教材としての 2 次利用で甲により編集されたコンテンツの有料販売。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 19

電子媒体は保存対象文書か？

規程等で明らかにしておく必要があります。

< 龍谷大学文書保存規程（2022/1/20改正） >

（保存対象文書）

第 2 条 この規程において保存対象となる文書は、原則として業務遂行に係わりその内容の処理が終了した文書（図画及び電磁的記録を含む。以下「文書」という。）をいう。

（適用除外）

第 3 条 ~~磁気媒体及びマイクロフィルム等に記録されているもの並びに図書、雑誌及び資料等でこの規程により整理及び保存することが適用でないものについて~~は、この規程を適用しない。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 20

契約で定めるべき事項<①：9頁>

法律の規定に従った場合にどうなるか、すなわち法律上の帰結を確認します。そのためには、自身が行おうとしている取引に適用される法律が何かを確認する必要があります。ここで、典型契約に該当する種類の取引であれば、民法に定める当該種類の規定が適用されます。また、特別法の適用がある場合、一般法と特別法の規定が矛盾または抵触するときは、当該規定については、特別法の規定が優先することになります。このように法律上の帰結を確認したうえで、その帰結を修正する必要がなければ、その事項については、基本的に契約で定める必要はありません（法律上の帰結がそのまま適用されることになります）。反対に、法律上の帰結を修正したい事項（または法律に定めがないが合意しておきたい事項がある場合）には、契約において、その事項を定めておく必要があります。ただし、契約で定めたとしても強行規定に反することはできません。

つまり、契約では「法律上の帰結を修正すべき事項（または法律に定めはないが合意しておきたい事項）であって、かつ、強行規定に反しない事項」を定めていくことが基本になります。

*法律の規定は、当事者の合意（契約）によって変更できるもの（**任意規定**）と、当事者の合意（契約）によって変更できないもの（**強行規定**）に分けられます。<①：8頁>

4. 法令と契約条項の理解

契約書の要素

- (1) 表題
- (2) 印紙
- (3) 前文
- (4) 目的
- (5) 支払い、契約期間、費用負担
- (6) 再委託の禁止
- (7) 秘密保持
- (8) 個人情報保護
- (9) 解除、契約不適合責任、損害賠償
- (10) 知的財産権の帰属
- (11) 合意管轄
- (12) 後文

■専門誌

中央経済社「特集1 契約書作成・審査のバッドプラクティス」『ビジネス法務』2025年4月号、13-40頁

太田大三『契約書一般条項のポイント』（2026年、商事法務）



© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 23

法務関係の業務に必要な力

■法律知識

無理に法律の勉強しようとはせずに、業務で必要となったときに対象の法律を調べると知識は定着すると思います。

■調べる力

信頼性のあるWebサイト、書籍（下記サイトは有料版であれば書籍は見放題です）から情報を得ることができます。

BUSINESS LAWYERS (<https://www.businesslawyers.jp/>)

特集 実務Q&A 弁護士名鑑 ニュース セミナー お役立ち資料集 法務のキャリア

 BUSINESS LAWYERS

■説明力（他の業務でも同様です）

リスク、他の選択肢、自分が取ろうとする選択肢の理由を伝えることができる。

■調整力（他の業務でも同様です）

利害を調整しながら自大学として最適解を導けるか。代替案を提示できるか。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 24